

かほく市の介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ① 要支援 1・2 と認定された方
- ② 基本チェックリストに該当してサービスが必要と判断された方（要支援に相当する方）

費用

サービスを利用した時は、原則として利用料の 1～3 割を自己負担額として支払います。

ケアプランを作成… 総合事業の利用について相談する

介護予防ケアマネジメント

高齢者支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

ケアプランの作成及び相談は無料です。



訪問型サービス… 日常生活を手助けしてくれる家族がないとき

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、心身の状況に応じた生活援助(掃除、洗濯、買い物、食事の準備や調理等)を行います。

- 利用回数 週 1 回～2 回
- 利用料 月額制で利用回数により異なります。

生活支援サービス

ホームヘルパー等が訪問し、生活援助(掃除・洗濯・調理等)を行います。

- 利用回数 週 1 回
- 利用料 月額制

軽度生活援助サービス

シルバー人材センター会員による簡単な生活援助(簡単な調理・掃除・ゴミの分別・生活用品の買い物代行等)を行います。

- 利用回数 週 1 回 高齢者のみの世帯が対象です。
- 利用料 1 回ごとの支払い

短期集中予防サービス(短期集中リハビリ教室) ※休止中

日常生活動作や生活機能改善のためにリハビリ専門職が動作指導・体操指導を行います。

- 利用回数 訪問型・通所型あわせて基本 1 2 回
- 利用料 月払い ※初回無料



通所型サービス… 施設に通う

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター等で食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための体操、筋力トレーニングなどを日帰りで行います。

- 利用回数 週1回～2回
- 利用料 月額制で利用回数により異なります。
利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。



ミニデイサービス

デイサービスセンター等で運動・レクリエーション等を行います。
食事・入浴はありません。

- 利用回数 週1回
- 利用料 月額制



四つ葉のひろば(通所型サービスB)

高松老人福祉センターで体操・運動等を行います。
食事・入浴はありません。

- 対象者 高松地区の高齢者
- 利用回数 週1回
- 利用料 月払い

短期集中予防サービス(短期集中リハビリ教室) ※休止中

日常生活動作や生活機能改善のためにリハビリ専門職が動作指導・体操指導を行います。

- 利用回数 訪問型・通所型あわせて基本12回
- 利用料 月払い

かほく市地域支援事業

かほく市の一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者の中でも、比較的心身ともに健康で自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。事業に参加するだけでなく、地域のボランティアとして事業をサポートする役割を担うことなども期待されています。

地区での介護予防あれこれ講座

- 介護予防のための生活習慣や運動習慣を身につけるための講座です。
生活習慣病予防、認知症予防、転倒予防、膝・腰痛予防、フレイル(虚弱)予防等から、地域の要望に応じた内容の講座を開催します。
- 「かほくプラチナ筋力アップ体操(いきいき百歳体操)体験講座」も行っています。



健康相談事業

- 宇ノ気・高松・七塚地区で健康に関する相談に対し、必要な指導・助言を行います。

月2回実施	<実施場所>	●宇ノ気老人福祉センター	第1・3水曜日	10:00~12:00
		●高松老人福祉センター	第2・4水曜日	10:00~12:00
月1回実施	<実施場所>	●七塚健康福祉センター	第2金曜日	9:30~11:30

地域での自主運動グループの活動支援

- 地域では、「かほくプラチナ筋力アップ体操」自主運動グループをはじめ、介護予防のための運動サークル、健康クラブなどたくさんの運動グループが活動しています。
- 自分の足で歩いて通える身近な場所での定期的な通いの場をご紹介したり、住民主体の自主運動グループの立ち上げ支援を行ったりしています。



介護予防サポーターの育成・活動支援

- 高齢者の健康づくりや介護予防の知識・技術を習得し、体操普及等を通して地域に介護予防の活動の輪を広げる活動を行う介護予防サポーターを養成しています。
- 介護予防サポーターのさらなる知識・技術の向上を目的とした介護予防サポーターフォローアップ講座も実施しています。

介護予防実態調査

- かほく市で生活する高齢者の生活機能や生活状況、どのような支援を必要としているのかを把握し、総合事業に反映させるために実施しています。調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。

地域リハビリテーション活動支援事業

- 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等が介護予防・生活支援サービス事業や地域ケア会議、「介護予防あれこれ講座」をはじめとする介護予防活動の場などに参加して、助言などの支援を行います。



かほく市の家族介護支援事業／その他事業

要介護者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族などに対し、家族介護支援サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図ります。

家族介護教室

- 介護している家族などを対象に適切な介護知識・技術やサービスの利用方法等を習得していただくための教室を開催します。

家族介護者交流会

- 在宅で介護している家族を対象に介護から一時的に解放できるように施設見学などを活用した介護者相互の交流会を開催し、心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

GPS 機能付端末機の購入助成

- 利用できる人：徘徊がみられる認知症高齢者を介護しているご家族
- 内容：徘徊行動時に位置情報を検索するための GPS 機能付端末機の購入費用を一部助成します。
- 助成額：端末機購入に要する初期費用。上限額 15,000 円
- 自己負担額：購入後の毎月の基本料、位置情報検索料がかかります。



成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が充分でない方が不利益を被らないように権利と財産を守るための制度です。申立等の手続きについて助言・支援を行います。



福祉用具・住宅改修支援事業

- 高齢者の生活の自立のために必要な福祉用具の利用や住宅改修を希望する方に対し、相談・助言を行うとともに介護保険制度の利用に関する助言を行います。

見守り配食サービス事業

- 利用できる人：概ね 65 歳以上の単身・高齢者のみの世帯で調理が困難かつ見守りが必要な方
- 内容：栄養のバランスがとれた高齢者用の食事を配達し、利用者の安否確認を行います。
- 自己負担額：食材料費相当分
- 利用限度：毎日の昼と夕食（年末年始休みあり）



紙おむつ等支給事業

- 利用できる人：在宅で、失禁があり常時紙おむつを使用している要介護 1～5 の高齢者を介護しているご家族
- 内容：薬局業者が自宅へ 1 か月分の介護用品（紙おむつ等）を配達します。
- 自己負担額：利用限度額内で支給された介護用品（紙おむつ等）の価格の 1 割
- 利用限度：市民税非課税世帯は月 9,000 円まで、その他の世帯は月 5,500 円まで

かほく市高齢者等地域支え合い事業

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

利用できる人：要介護 2～5 の高齢者又は重度身体障害者で、失禁などにより寝具の衛生管理が困難な方

内容：掛け・敷き布団、毛布などの洗濯乾燥消毒を行います。

自己負担額・利用限度：費用の 1 割、年 4 回まで

訪問理美容サービス事業

利用できる人：要介護 2～5 の高齢者又は重度身体障害者で理容店や美容院に出向くことができず、一般の理美容サービスを利用することが困難な方

内容：事業者が居宅に訪問し、髪をカットします。

自己負担額・利用限度：費用の 1 割、年 4 回まで



緊急通報システムの設置

利用できる人：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯又は重度身体障害者で安否確認の必要な方

内容：緊急通報システム機器を貸与し、緊急時にオペレーターが緊急連絡先に安否確認を要請します。

自己負担額：通話料など



高齢者福祉タクシー利用事業

利用できる人：①車を運転していない 75 歳以上の高齢者のみの世帯の方

②車を運転していない **80 歳以上の方**

内容：タクシーの乗車基本料金（初乗り運賃）相当額を年間 12 枚助成します。

※自動車税の減免を受けている方は対象になりません。

※障がい者福祉タクシー助成券と重複して受け取ることはできません。（障がい者対象制度を優先）

見守り高齢者登録制度

利用できる人：認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者を在宅で介護しており、登録を希望するご家族

内容：万が一の行方不明時に備え、早期発見に必要な個人の情報や写真を登録しておきます。必要時に関係機関（警察署、消防署、協力機関等）にいち早く情報を提供し対応します。

自己負担額：通話料など

認知症見守りネットワーク事業

利用できる人：行方不明になる恐れのある認知症高齢者と同居しているご家族

内容：IC タグを身につけた高齢者が外出すると家族のスマートフォンに通知され、位置履歴を確認することができる。

在宅支援型住宅リフォーム推進事業

利用できる人：介護を要する高齢者又は身体障害者、市民税非課税世帯又は市民税均等割のみ課税世帯に属する方

内容：住宅リフォームに要する費用を助成します。

自己負担額・限度額：■市民税非課税世帯は補助率 90%。限度額 100 万円

■市民税均等割のみ課税世帯は補助率 70%。限度額 50 万円



高齢者支援センターは、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などが中心となって介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から高齢者のみなさんを支えます。

かほく市高齢者支援センター
電話：076-283-7150